

発議第 3 号

兵庫県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件

兵庫県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 1 2 日提出

兵庫県後期高齢者医療広域連合議会

議員 山 本 実

議員 藤 原 正 和

議員 小 原 一 徳

議員 松 木 茂 弘

議員 藤 原 博 之

(提案理由)

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 9 号）の施行に対応した標準市議会委員会条例の改正に準じ、兵庫県後期高齢者医療広域連合議会委員会へのオンライン出席を可能とするほか、所要の改正を行う。

兵庫県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例

兵庫県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例（平成１９年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第７号）の一部を次のように改正する。

第１条第３項中「１年」を「選任の日から起算して１年」に改め、同条第６項を次のように改める。

６ 第４項の規定による改選があった場合の前任者の任期は、第３項及び前項の規定にかかわらず、当該選任の時までとする。

第１０条の次に次の１条を加える。

（委員会の開催方法の特例）

第１０条の２ 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）によって、委員会を開催することができる。ただし、第１５条第１項の秘密会は、この限りでない。

(1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

(2) 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

２ 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

３ 第１項の規定により開催された委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

４ オンラインによる方法での委員会の開催方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第１６条に次の１項を加える。

２ 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するとき、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

第１７条第１項中「これ」を「、これ」に改める。

第１９条に次の１項を加える。

２ 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第２３条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第２０条第１項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改め、同条第２項の次に次の１項を加える。

３ 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。

第２３条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第24条第1項中「参考人」を「、参考人」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 参考人は、オンラインによる方法により、委員会で意見を述べることができる。

第25条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条の2、第16条第2項、第19条第2項、第20条第3項、第23条、第24条第3項及び第25条第3項の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

(参 考)

兵庫県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例 新旧対照表

(_____は改正部分を示す。)

現 行	改 正 案
(議会運営委員会の設置) 第1条 (略) 2 (略) 3 前項の委員の任期は、<u>1年</u>とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。 4・5 (略) 6 第2項の委員の任期は、選任の日から起算する。ただし、任期満了による改選が、任期満了の前に行われたときは、<u>その改選による委員の任期は、前任の委員の任期満了の日の翌日から起算する。</u> (新設)	(議会運営委員会の設置) 第1条 (略) 2 (略) 3 前項の委員の任期は、<u>選任の日から起算して1年</u>とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。 4・5 (略) 6 <u>第4項の規定による改選があった場合の前任者の任期は、第3項及び前項の規定にかかわらず、当該選任の時までとする。</u> <u>(委員会の開催方法の特例)</u> <u>第10条の2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）によって、委員会を開催することができる。ただし、第15条第1項の秘密会は、この限りでない。</u> <u>(1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</u> <u>(2) 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</u>

(出席説明の要求) 第 16 条 (略) (新設) (秩序保持に関する措置) 第 17 条 委員会において地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号） 、会議規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長はこれを制止し、又は発言を取り消させることができる。 2・3 (略) (意見を述べようとする者の申出) 第 19 条 (略) (新設)	<u>2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</u> <u>3 第 1 項の規定により開催された委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。</u> <u>4 オンラインによる方法での委員会の開催方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u> (出席説明の要求) 第 16 条 (略) <u>2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。</u> (秩序保持に関する措置) 第 17 条 委員会において地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号） 、会議規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。 2・3 (略) (意見を述べようとする者の申出) 第 19 条 (略) <u>2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をい</u>
--	---

(公述人の決定) 第20条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者、学識経験者等（以下「公述人」という。）は、<u>あらかじめ文書で申し出た者その他の者の中から、委員会において定め、議長を経て本人にその旨を通知する。</u> 2 (略) (新設) (代理人又は文書による意見の陳述) 第23条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は<u>文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。</u> (参考人) 第24条 委員長が<u>参考人</u>の出席を求めるには、議長を経なければならない。 2 (略) (新設) <u>3</u> (略) (記録) 第25条 (略) 2 (略)	<u>う。第23条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。</u> (公述人の決定) 第20条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者、学識経験者等（以下「公述人」という。）は、<u>前条の規定によりあらかじめ申し出た者その他の者の中から、委員会において定め、議長を経て本人にその旨を通知する。</u> 2 (略) <u>3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。</u> (代理人又は文書等による意見の陳述) 第23条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は<u>文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。</u> (参考人) 第24条 委員長が、<u>参考人</u>の出席を求めるには、議長を経なければならない。 2 (略) <u>3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。</u> <u>4</u> (略) (記録) 第25条 (略) 2 (略)
--	--

(新設)	<u>3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。</u>
------	--

令和 7 年

第 1 回兵庫県後期高齢者
医療広域連合議会定例会

提 出 議 案

令和 7 年 2 月 12 日

目 次

議案第 1 号	令和 7 年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	101
議案第 2 号	令和 7 年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別 会計予算	105
議案第 3 号	兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会 条例及び兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条 例の一部を改正する条例制定の件	108
議案第 4 号	兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等 の一部を改正する条例制定の件	112
議案第 5 号	兵庫県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例 制定の件	117
議案第 6 号	兵庫県後期高齢者医療広域連合管理監督職勤務上限年齢等に関 する条例の一部を改正する条例制定の件	118
議案第 7 号	既存条例の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例制定の件	120
議案第 8 号	兵庫県後期高齢者医療広域連合第 4 次広域計画変更の件	135
同意第 1 号	兵庫県後期高齢者医療広域連合副広域連合長選任の件	138
同意第 2 号	兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の件	139

議案第 1 号

令和 7 年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

令和 7 年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2, 3 9 5, 9 2 3 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 2 条において準用する同法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 7 年 2 月 1 2 日提出

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 酒 井 隆 明

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 分担金及び負担金		2,255,410
	1. 負担金	2,255,410
2. 国庫支出金		31,020
	1. 国庫補助金	31,020
3. 繰入金		109,489
	1. 特別会計繰入金	109,489
4. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
5. 諸収入		3
	1. 預金利子	2
	2. 雑入	1
歳 入	合 計	2,395,923

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 議会費		1,231
	1. 議会費	1,231
2. 総務費		2,391,692
	1. 総務管理費	2,391,532
	2. 選挙費	61
	3. 監査委員費	99
3. 予備費		3,000
	1. 予備費	3,000
歳 出 合 計		2,395,923

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
事務系機器等構築及び保守運 用業務委託料	令和 7 年度から 令和 1 2 年度まで	千円 80, 000
財務会計システム構築及び保 守運用業務委託料	令和 7 年度から 令和 1 2 年度まで	千円 22, 583

議案第2号

令和7年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

令和7年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ914,558,586千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、28,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第292条において準用する同法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合には、同一款内で各項相互に流用するものとする。

令和7年2月12日提出

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 酒 井 隆 明

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 市町支出金		175,638,531
	1. 市町負担金	175,638,531
2. 国庫支出金		286,985,293
	1. 国庫負担金	219,765,803
	2. 国庫補助金	67,219,490
3. 県支出金		77,306,913
	1. 県負担金	77,306,913
4. 支払基金交付金		362,544,101
	1. 支払基金交付金	362,544,101
5. 特別高額医療費共同事業交付金		697,958
	1. 特別高額医療費共同事業交付金	697,958
6. 繰入金		10,142,921
	1. 一般会計繰入金	1
	2. 基金繰入金	10,142,920
7. 繰越金		438,478
	1. 繰越金	438,478
8. 県財政安定化基金借入金		1
	1. 県財政安定化基金借入金	1
9. 諸収入		804,390
	1. 延滞金、加算金及び過料	10,202
	2. 預金利子	1,051
	3. 雑入	793,137
歳 入	合 計	914,558,586

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 保険給付費		909,629,352
	1. 療養諸費	847,701,608
	2. 高額療養諸費	59,339,194
	3. その他医療給付費	2,588,550
2. 特別高額医療費共同事業拠出金		882,187
	1. 特別高額医療費共同事業拠出金	882,187
3. 支払基金拠出金		582,430
	1. 支払基金拠出金	582,430
4. 保健事業費		3,160,200
	1. 健康保持増進事業費	3,160,200
5. 公債費		1
	1. 公債費	1
6. 諸支出金		294,416
	1. 償還金及び還付加算金	184,926
	2. 繰出金	109,489
	3. 基金積立金	1
7. 予備費		10,000
	1. 予備費	10,000
歳 出	合 計	914,558,586

議案第 3 号

兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例及び兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例制定の件

兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例及び兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 1 2 日提出

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 酒 井 隆 明

兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例及び兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例

(兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)
第 1 条 兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 1 9 年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 1 項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の一部改正)
第 2 条 兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例（令和 5 年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 条第 3 項、第 4 項及び第 5 項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例 新旧対照表

(_____は改正部分を示す。)

現 行	改 正 案
(罰則) 第 1 6 条 第 5 条第 4 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、 1 年以下の<u>懲役</u>又は 5 0 万円以下の罰金に処する。 2 (略)	(罰則) 第 1 6 条 第 5 条第 4 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、 1 年以下の<u>拘禁刑</u>又は 5 0 万円以下の罰金に処する。 2 (略)

兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例 新旧対照表

(_____ は改正部分を示す。)

現 行	改 正 案
附 則 (経過措置) 第3条 (略) 2 (略) 3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧個人情報を含む情報であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略) 4 前項各号に規定する者が、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報を、同条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 5 第3項第1号に規定する者が、前条の規定の施行前においてその職権を濫用して、同条の規定の施行後に専らその職務の用以外の用に供する目的で旧条例第46条に規定する個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。	附 則 (経過措置) 第3条 (略) 2 (略) 3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧個人情報を含む情報であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略) 4 前項各号に規定する者が、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報を、同条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 5 第3項第1号に規定する者が、前条の規定の施行前においてその職権を濫用して、同条の規定の施行後に専らその職務の用以外の用に供する目的で旧条例第46条に規定する個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。

6 (略)	6 (略)
-------	-------

議案第 4 号

兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等の一部
を改正する条例制定の件

兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 1 2 日提出

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 酒 井 隆 明

兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等の一部
を改正する条例

(兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第 1 条 兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 1 9 年
兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 3 号中「すべて」を「全て」に改める。

第 1 6 条第 1 項第 2 号中「2 9 5, 0 0 0 円」を「3 0 5, 0 0 0 円」に改
め、同項第 3 号中「5 4 5, 0 0 0 円」を「5 6 万円」に改める。

(兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する
条例の一部改正)

第 2 条 兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正
する条例（令和 6 年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第 2 号）の一部を次のよ
うに改正する。

附則第 3 条中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等」に
関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過
措置に関する政令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利
用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等
及び経過措置に関する政令」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条の規定による改正後の兵
庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（第 1 6 条第 1 項第 2
号及び第 3 号の改正規定に限る。）は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 第 1 条の規定による改正後の兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に
関する条例第 1 6 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定は、令和 7 年度以後の年度分
の保険料について適用し、令和 6 年度分までの保険料については、なお従前の例

による。

兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 新旧対照表

(_____は改正部分を示す。)

現 行	改 正 案
(保険料の賦課総額) 第 1 4 条 特定期間における各年度の法第 1 0 4 条第 2 項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額 (第 1 6 条又は第 1 7 条に規定する基準に従い第 4 条から第 9 条まで及び第 1 2 条の規定により算定される所得割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。) の合計額の合計額 (以下「賦課総額」という。) は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) 賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額の 4 8 分の 5 2 に相当する額に、当該特定期間における各年度の被保険者の所得の平均額の<u>すべての</u>後期高齢者医療広域連合の被保険者の所得の平均額に対する割合の平均値を勘案して省令第 9 0 条に定める方法により算定した所得係数の見込値を乗じて得た額とする。 (所得の少ない者に係る保険料の減額) 第 1 6 条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。 (1) (略) (2) 当該年度の保険料の賦課期日において、前号の規定による	(保険料の賦課総額) 第 1 4 条 特定期間における各年度の法第 1 0 4 条第 2 項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額 (第 1 6 条又は第 1 7 条に規定する基準に従い第 4 条から第 9 条まで及び第 1 2 条の規定により算定される所得割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。) の合計額の合計額 (以下「賦課総額」という。) は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) 賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額の 4 8 分の 5 2 に相当する額に、当該特定期間における各年度の被保険者の所得の平均額の<u>全ての</u>後期高齢者医療広域連合の被保険者の所得の平均額に対する割合の平均値を勘案して省令第 9 0 条に定める方法により算定した所得係数の見込値を乗じて得た額とする。 (所得の少ない者に係る保険料の減額) 第 1 6 条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。 (1) (略) (2) 当該年度の保険料の賦課期日において、前号の規定による

減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数に<u>295,000円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額 (3) 当該年度の保険料の賦課期日において、前2号の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数に<u>545,000円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額 2・3 （略）	減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数に<u>305,000円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額 (3) 当該年度の保険料の賦課期日において、前2号の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数に<u>56万円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額 2・3 （略）
---	---

兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

(_____ は改正部分を示す。)

現 行	改 正 案
附 則（令和６年８月２１日条例第２号） 第３条 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和６年政令第２６０号）第１０条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	附 則（令和６年８月２１日条例第２号） 第３条 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和６年政令第２６０号）第１０条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 5 号

兵庫県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例制定の 件

兵庫県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 1 2 日提出

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 酒 井 隆 明

兵庫県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例

兵庫県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成 2 8 年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第 1 0 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）に基づき、兵庫県後期高齢者医療広域連合職員（以下「職員」という。）の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

（派遣された職員の育児休業等）

第 2 条 兵庫県下の市町から派遣された職員の育児休業等は、当該職員を派遣した市町における育児休業等に関する規定の例による。この場合において、広域連合長は、必要に応じ、申請の方法その他の育児休業等に係る取扱いに関し、別に定めることができるものとする。

附 則

（施行期日）

第 1 この条例は、公布の日から施行する。

（兵庫県後期高齢者医療広域連合臨時的任用職員の給与、休暇等に関する条例の廃止）

第 2 兵庫県後期高齢者医療広域連合臨時的任用職員の給与、休暇等に関する条例（平成 2 3 年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第 1 号）は、廃止する。

議案第 6 号

兵庫県後期高齢者医療広域連合管理監督職勤務上限年齢等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

兵庫県後期高齢者医療広域連合管理監督職勤務上限年齢等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 1 2 日提出

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 酒 井 隆 明

兵庫県後期高齢者医療広域連合管理監督職勤務上限年齢等に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県後期高齢者医療広域連合管理監督職勤務上限年齢等に関する条例（令和 5 年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

兵庫県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例

第 1 条中「。以下「法」という。」を削り、「第 2 8 条の 2」の次に「、第 2 8 条の 5、2 8 条の 6 第 1 項から第 3 項まで及び第 2 8 条の 7」を加え、「管理監督職勤務上限年齢等」を「職員の定年等」に改める。

第 2 条を次のように改める。

（定年等）

第 2 条 兵庫県下の市町から派遣された職員の定年等は、当該職員を派遣した市町における関係規定の例による。ただし、管理監督職を占める職員は、兵庫県後期高齢者医療広域連合職員の管理監督職員等の範囲を定める規則（平成 1 9 年神戸市人事委員会規則第 7 号）第 2 条に規定する職員とする。

第 3 条を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

兵庫県後期高齢者医療広域連合管理監督職勤務上限年齢等に関する条例 新旧対照表

(_____ は改正部分を示す。)

現 行	改 正 案
<u>兵庫県後期高齢者医療広域連合管理監督職勤務上限年齢等に関する条例</u> (趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。<u>以下「法」という。</u>）第28条の2の規定に基づき、<u>管理監督職勤務上限年齢等</u>に関し必要な事項を定めるものとする。 <u>(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</u> 第2条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、<u>兵庫県後期高齢者医療広域連合職員の管理職員等の範囲を定める規則（平成19年神戸市人事委員会規則第7号）第2条に規定する職とする。</u> <u>(管理監督職勤務上限年齢)</u> 第3条 法第28条の2第1項に規定する<u>管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。</u>	<u>兵庫県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例</u> (趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2、<u>第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで及び第28条の7</u>の規定に基づき、<u>職員の定年等</u>に関し必要な事項を定めるものとする。 <u>(定年等)</u> 第2条 <u>兵庫県下の市町から派遣された職員の定年等は、当該職員を派遣した市町における関係規定の例による。ただし、管理監督職を占める職員は、兵庫県後期高齢者医療広域連合職員の管理監督職員等の範囲を定める規則（平成19年神戸市人事委員会規則第7号）第2条に規定する職員とする。</u> <u>削る</u>

議案第 7 号

既存条例の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例制定の件

既存条例の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 1 2 日提出

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 酒 井 隆 明

既存条例の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例

(兵庫県後期高齢者医療広域連合職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第 1 条 兵庫県後期高齢者医療広域連合職員の服務の宣誓に関する条例（平成 1 9 年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「印」を削る。

(兵庫県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第 2 条 兵庫県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（平成 1 9 年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「職員の配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」を加え、「親族」を「親族等」に改める。

第 3 条第 3 項中「場合には」を「ときは」に改め、同条第 4 項中「補助するため」の次に「、証人、鑑定人、参考人又は通訳等として」を加える。

(兵庫県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第 3 条 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成 1 9 年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 2 号中「第 5 条第 1 2 項」を「第 5 条第 1 1 項」に改める。

(兵庫県後期高齢者医療広域連合の機関に出頭する者等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第 4 条 兵庫県後期高齢者医療広域連合の機関に出頭する者等の実費弁償に関する条例（平成 1 9 年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「法第 1 0 0 条第 1 項」を「第 1 0 0 条第 1 項後段」に改め、同条第 3 号中「法第 1 0 9 条の 2 第 5 項又は第 1 1 0 条第 5 項において準用する法第 1 0 9 条第 5 項」を「法第 1 1 5 条の 2 第 1 項（法第 1 0 9 条第 5 項において準用する場合を含む。）」に、「利害関係者」を「、利害関係者」に改め、

「学識経験者等として」の次に「公聴会に」を加え、同条第 4 号中「法第 1 0 9 条の 2 第 5 項又は第 1 1 0 条第 5 項において準用する法第 1 0 9 条第 6 項」を

「法第１１５条の２第２項（法第１０９条第５項において準用する場合を含む。）」に改め、「規定により」の次に「、議会又は委員会に」を加え、同条に次の１号を加える。

（６）前各号に掲げるものを除くほか、広域連合の機関の要請により出頭した場合。ただし、直接利害関係のある者は除く。

（兵庫県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部改正）

第５条 兵庫県後期高齢者医療広域連合行政手続条例（平成１９年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第４号及び第４条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第１３条第１項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同項第１号イ中「はく奪」を「剥奪」に改め、同条第２項第５号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第１４条第１項及び第２項、第１５条第１項及び第３項、第２２条第３項並びに第２８条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

（兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正）

第６条 兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成１９年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第１３条中「すべて」を「全て」に改め、同条第１号中「本条」を「この条」に改める。

（兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付費準備基金条例の一部改正）

第７条 兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付費準備基金条例（平成２２年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第４号）の一部を次のように改正する。

第１条中「かかる」を「係る」に改める。

（兵庫県後期高齢者医療広域連合行政不服審査法施行条例の一部改正）

第８条 兵庫県後期高齢者医療広域連合行政不服審査法施行条例（平成２８年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第４条中「第３条第１項第１号及び第２号」を「第３条第１項第１号、第２号、第４号及び第５号」に改める。

第８条第４項を第５項とし、同条第３項の次に次の１項を加える。

４ 委員は、自己の利害に関係する議事に加わることができない。

別表を次のように改める。

別表（第２条、第１０条関係）

公文書の種類	写しの作成の方法	負担すべき手数料の額		
１ 文書、図画又は写真	複写機により複写したもの （日本産業規格Ａ列３番までの 大きさの用紙までに限る。）	白黒	１枚につき	１０円
		カラー	１枚につき	４０円

2 電磁的記録	用紙に出力したもの（日本産業規格A列3番までの大きさの用紙までに限る。）	白黒	1枚につき	10円
		カラー	1枚につき	40円
	光ディスク（直径が120ミリメートルであるものに限る。）に複写したもの	1枚につき 100円		

備考

- 1 用紙の両面に印刷された文書、図画等については、片面を1枚として算定する。
- 2 この表の区分以外のものの作成に要する手数料の額は、実費とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

兵庫県後期高齢者医療広域連合職員の服務の宣誓に関する条例 新旧対照表

(_____は改正部分を示す。)

現 行	改 正 案
別記様式（第２条関係） 宣 誓 書 私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。 私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。 年 月 日 氏 名 印	別記様式（第２条関係） 宣 誓 書 私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。 私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。 年 月 日 氏 名

兵庫県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例 新旧対照表

(_____は改正部分を示す。)

現 行	改 正 案
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていたその他の<u>親族</u>をいう。 (旅費の支給) 第3条 (略) 2 (略) 3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第4項又は第29条の規定により退職等となった<u>場合</u>には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。 4 職員が、当該職員の任命権者以外の機関の依頼に応じ、又は職員以外の者が広域連合の依頼に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。 5～8 (略)	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 遺族 職員の配偶者<u>（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</u>、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていたその他の<u>親族等</u>をいう。 (旅費の支給) 第3条 (略) 2 (略) 3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第4項又は第29条の規定により退職等となった<u>ときは</u>、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。 4 職員が、当該職員の任命権者以外の機関の依頼に応じ、又は職員以外の者が広域連合の依頼に応じ、公務の遂行を補助するため、<u>証人、鑑定人、参考人又は通訳等として</u>旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。 5～8 (略)

兵庫県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 新旧対照表

(_____は改正部分を示す。)

現 行	改 正 案
(介護補償) 第 1 5 条 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して広域連合長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は行わない。 (1) (略) (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）<u>第 5 条第 1 2 項</u>に規定する障害者支援施設に入所している場合（同条第 7 項に規定する生活介護を受けている場合に限る。）	(介護補償) 第 1 5 条 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して広域連合長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は行わない。 (1) (略) (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）<u>第 5 条第 1 1 項</u>に規定する障害者支援施設に入所している場合（同条第 7 項に規定する生活介護を受けている場合に限る。）

兵庫県後期高齢者医療広域連合の機関に出頭する者等の実費弁償に関する条例 新旧対照表

(_____は改正部分を示す。)

現 行	改 正 案
(実費弁償) 第2条 実費弁償は、次に掲げる場合に当該関係人、参考人等に対して行う。ただし、広域連合から報酬又は給料の支給を受ける者が、職務上出頭し、又は参加した場合は、この限りでない。 (1) (略) (2) <u>法第100条第1項</u>の規定により関係人として出頭した場合 (3) <u>法第109条の2第5項又は第110条第5項において準用する法第109条第5項の規定により利害関係者又は学識経験者等として参加した場合</u> (4) <u>法第109条の2第5項又は第110条第5項において準用する法第109条第6項の規定により参考人として出頭した場合</u> (5) (略) (新設)	(実費弁償) 第2条 実費弁償は、次に掲げる場合に当該関係人、参考人等に対して行う。ただし、広域連合から報酬又は給料の支給を受ける者が、職務上出頭し、又は参加した場合は、この限りでない。 (1) (略) (2) <u>法第100条第1項後段</u>の規定により関係人として出頭した場合 (3) <u>法第115条の2第1項（法第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、利害関係者又は学識経験者等として公聴会に参加した場合</u> (4) <u>法第115条の2第2項（法第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、議会又は委員会に参考人として出頭した場合</u> (5) (略) <u>(6) 前各号に掲げるものを除くほか、広域連合の機関の要請により出頭した場合。ただし、直接利害関係のある者は除く。</u>

兵庫県後期高齢者医療広域連合行政手続条例 新旧対照表

(_____は改正部分を示す。)

現 行	改 正 案
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) (略) (4) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を<u>名あて人</u>として、直接にこれに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。 ア (略) イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を<u>名あて人</u>としてされる処分 ウ <u>名あて人</u>となるべき者の同意の下にすることとされている処分 (5)・(6) (略) 2 (略) (国の機関等に対する処分等の適用除外) 第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の<u>名あて人</u>となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) (略) (4) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を<u>名宛人</u>として、直接にこれに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。 ア (略) イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を<u>名宛人</u>としてされる処分 ウ <u>名宛人</u>となるべき者の同意の下にすることとされている処分 (5)・(6) (略) 2 (略) (国の機関等に対する処分等の適用除外) 第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の<u>名宛人</u>となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。

(不利益処分をしようとする場合の手続) 第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。 (1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞 ア (略) イ アに規定するもののほか、<u>名あて人</u>の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。 (1)～(4) (略) (5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため<u>名あて人</u>となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。 (不利益処分の理由の提示) 第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その<u>名あて人</u>に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。 2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該<u>名あて人</u>の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。 3 (略) (聴聞の通知の方式)	(不利益処分をしようとする場合の手続) 第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。 (1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞 ア (略) イ アに規定するもののほか、<u>名宛人</u>の資格又は地位を直接に剥奪する不利益処分をしようとするとき。 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。 (1)～(4) (略) (5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため<u>名宛人</u>となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。 (不利益処分の理由の提示) 第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その<u>名宛人</u>に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。 2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該<u>名宛人</u>の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。 3 (略) (聴聞の通知の方式)
---	---

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(4) (略)

2 (略)

3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(続行期日の指定)

第22条 (略)

2 (略)

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第28条 行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(4) (略)

2 (略)

3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(続行期日の指定)

第22条 (略)

2 (略)

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第28条 行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会

の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1)～(3) (略)	の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1)～(3) (略)
---	--